

エコマーク商品類型 No.126 「塗料 Version2.0」の軽微な改定について

1. 改定内容

エコマーク商品類型 No.126 「塗料 Version1.0」(2007年6月8日制定)について、以下のとおり軽微な改定を行う。(太字下線部分を追加)

〔認定基準〕

J. 自動車補修用塗料

(10)容器は、以下のいずれかに該当すること。

- a.リターナブル容器であること。
- b.リサイクル可能な設計として無鉛金属缶であること。
- c.回収・リサイクルを行っていること、**または、使用後の適切な廃棄・処理について、指導あるいは取扱説明書への記載を行っていること。**

〔証明方法〕

- a.リターナブルシステムを説明する資料を提出すること。
- b.無鉛金属缶であることを付属証明書に記述すること。
- c.回収・リサイクルのシステムを説明する資料を提出すること、**または使用後の適切な廃棄・処理を行う指導内容あるいは取扱説明書の内容について説明すること。**

〔解説〕

C-1 (資源の消費)

(前略)

なお、一部の家庭用塗料は、金属缶にプラスチック製取っ手を付属しているが、リサイクル処理上の支障はないことから認めるものとしている。粘度の高い仕上塗材などコテなどで直接容器から取り出して使用する家庭用塗料ではプラスチック製内袋を使用しており、残塗料の密閉、長期保存を可能とすることで廃棄物、排水削減に寄与するとして使用を認めている。粉体塗料および下地調整塗材は、内装をポリエチレン袋として、これと分離可能な形態で、外装として段ボール箱またはクラフト袋に詰める包装が一般的に用いられているが、特段、基準化の必要はないと判断され、本項目を適用しないこととしている。**自動車補修用塗料は、用途や種類は限られているものの、製品組成の調合割合や容量でその都度最適な容器の材質や形状が異なり、業界として統一的なものがない。このことから、他の用途の塗料と一律に使用後のリサイクルを前提とした基準を適用することは、市場の現況を鑑みると達成が困難である。従って、製品の使用者が適正な廃棄・処理を行うことを指導する、または取扱説明書に記載することを基準項目として、市場を注視していくこととした。**

2. 改定日 2007年6月8日

以上